

那覇市公報

号外第 6 9 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

○平成 19 年度定期監査（後期）の結果に対する措置について（公表）…………… 441

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 2 号

平成 2 0 年 6 月 1 8 日

那覇市監査委員 長嶺 紀雄

同 宮里 善博

同 洲鎌 忠

同 知念 博

平成 19 年度定期監査（後期）の結果に対する措置について（公表）

平成 19 年度定期監査（後期）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

経済観光部

○ 商工振興課

小口融資貸付金元利収入について（留意事項）

小口融資貸付金元利収入が予算現額 8,116 万 7,000 円に対し、収入済額が 1 億 283 万 6,793 円で予算現額よりも 2,166 万 9,793 円増額収入されている。

平成 19 年度 2 月補正予算で増額補正を予定しているとのことであるが、平成 19 年 4 月時点で全額収入していることから、予算の効率的・効果的な執行の観点から補正予算時期の見直しに留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

ご指摘の件につきましては、今後補正予算の時期を早めに行い適正な予算執行に努めます。

○ 労働農水課

未収金徴収について（努力事項）

公設市場使用料及び公設市場光熱水費実費（現年度分 4,261 万 6,172 円、滞納繰越分 2,570 万 9,673 円）が未収金となっている。

平成 15 年度定期監査（後期）において、「年度が経過するにしたがって、徴収が困難になるので早期収納に努めてもらいたい。」と指摘している。

平成 17 年度に滞納整理事務強化策として職員 1 人を暫定配置し、平成 19 年度には滞納者に対する債権回収を民間委託して業務の強化を図って収入率の向上に繋がったことは評価できる。

本市の厳しい財政状況下にあって、歳入増対策、収入率向上になお一層努力されたい。

□ 努力事項に関する措置

平成 19 年度から民間の債権回収業者に集金代行を委託し、徴収実績が 263 万 8,643 円、3 件の完納に結びついております。平成 20 年度は前年度から引き続き委託している者の他、新たに 6 件を加え収入率強化を図っております。

○ 観光課

補助金の適切な執行と補助金要綱の整備について（注意事項）

サバニ帆漕レース事業（補助事業者：サバニ帆漕レース実行委員会）は座間味村古座間ビーチから那覇港防波堤沖までを帆かけサバニで競漕するレースで、平成 19 年 6 月 23 日船体検査等・前夜祭、翌 24 日レース・表彰式を実施した。

ところが、補助事業者は事業の実施準備等に時間が費やされたため、本来、事業実施前に行うべき補助金申請等の手続きが遅れ、事業終了後、約 3 ヶ月後の 9 月 27 日に那覇市長あて那覇市観光振興事業補助金交付申請書を提出した。

那覇市長は、補助金申請から約 2 ヶ月半後の 12 月 13 日に那覇市観光振興事業

補助金（23 万 2,000 円）を交付決定している。補助金の交付に当たっては、那覇市補助金等交付規則第 5 条（補助金等の交付の決定）に基づき、速やかに交付決定すべきである。

また、事業が終了した後に補助事業者から概算交付申請書を受領しているのは不適切であるので、補助金交付要綱を整備されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 20 年度那覇市観光振興事業補助金の執行については、補助事業者からの交付申請に基づき、速やかに事業内容を審査し、交付決定を行っております。

また、平成 20 年 6 月 1 日付で、補助金交付要綱の一部改正を行いました。

内容は、申請手続きの期日を「9 月 30 日までに」から「事業開始 1 ヶ月前までに」に改正し、今後、適正な手続きを行っていきます。

市民文化部

○ 市民課

1 支出負担行為について（注意事項）

小禄支所フェンス設置工事（68 万円）は、平成 19 年 11 月 12 日に契約したが、工事完了後に支出負担行為がなされていないことがわかり同年 12 月 7 日に書類を契約日の 11 月 12 日に遡って処理している。

支出負担行為として整理する時期については、那覇市予算決算規則第 23 条（支出負担行為の整理区分及び事前合議）に基づき、その時期を失することのないように注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

三支所（真和志、首里、小禄）の歳出予算執行は本庁で一括して処理しており、事業担当者と支出担当者におけるチェック体制が不十分であったことから、今後は、予算決算規則を順守し、適正な事務処理に努めてまいります。

2 備品管理について（留意事項）

使用していないノートパソコンや会議用机、椅子及び使用不能になっている机等が市民課及び小禄支所にある。那覇市物品会計規則には、廃棄処分及び物品の効率的な使用のための管理換え等について定められている。このことから、市民課長は全体の統括として物品管理の処理体制を整え、不用品の良好な状態のうちに、全庁掲示板に設置されている「余剰物品」コーナーに遊休備品を登録する等、早急に同規則に基づく適正な事務処理に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

使用していない備品は遊休備品として登録を行い、使用不能になっている備品は廃棄処分を行いました。今後は、物品会計規則に基づき適正な備品の管理に努めてまいります。

○ 文化振興課

1 支出負担行為の合議について（注意事項）

「なは市民芸術展実施委託（契約額 66 万円）」「太鼓フェスティバル公演委託（148 万 2,814 円）」の両事業は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号で随意契約し予算執行しているが、那覇市予算決算規則第 24 条別表第 3 に基づき財務部財政課長に合議しなければならないので、今後の事業執行に当っては規則を遵守されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則等の関係規則の熟知に努め、かかることがないよう予算の適正執行に努めます。

2 備品管理について（留意事項）

那覇市民会館会議室やパレット市民劇場で使用する備品の中には、備品登録シールが貼付されてない物がある。所属長は備品の登録・整理を義務付けられているので、那覇市物品会計規則を遵守し適切な備品管理に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

現在ある備品で備品登録シールを貼付されていないものを確認しながらシール貼り付けを行い、今後備品を購入する際には、備品登録シールの貼付を忘れずに行い、適切な備品管理に努めます。

○ 歴史博物館

1 補助金の歳入調定について（注意事項）

琉球王尚家伝来品保存修理事業補助金（国庫補助金 640 万円、県補助金 26 万 1,000 円）は、平成 19 年 6 月 8 日付けで国庫補助金、平成 19 年 7 月 17 日付けで県補助金の交付決定通知を受けたが、約 5 ヶ月後の平成 20 年 1 月 15 日に遡って調定している。事業執行に当っては那覇市会計規則第 20 条（調定）に基づき、適切な予算執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

補助金の歳入調定については、以後、市会計規則にのっとり実施します。

2 備品管理について（留意事項）

備品の中には備品登録シールが貼付されてない物、旧所属課名登録シールが貼付された物がある。所属長は備品の登録・整理を義務付けられているので、那覇市物品会計規則を遵守し適切な備品管理に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

備品の管理については、今後、備品台帳の整理と備品登録シールの貼付を徹底し、那覇市物品会計規則を遵守して、適切な備品管理に努めていきます。

上下水道局

○ 総務課

1 支出予算の計上について（注意事項）

みずの資料館映像資料更新業務委託料（240 万円）及び同資料館保守費用（111 万円）を当初予算に計上しているが、映像資料の更新については大幅な資料の更新がないこと、保守費用については同資料館が新しいこと及び契約内容を見直す必要があることから今年度の執行を取り止め、12 月議会において減額補正している。

また、庁舎空調設備保守点検業務、昇降機保守点検業務については、故障時の対応は庁舎新築時の請負者による 1 年間のかし担保で対応が可能なため、年度当初に契約する予定が年度中途からの契約となり、差額分を減額補正（348 万 1,000 円）している。

上下水道局予算編成方針に「支出は事業等の目的をはっきりと掌握し、さらに費用対効果について十分検討し必要最小限度にとどめることを原則とする事」と示されているとおり、事業内容を十分に検証するよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘のとおり、予算編成時には事業内容を十分に検討して適正な予算の執行に努めていきます。

2 研修費の精算漏れ及び給料計算の過誤について（注意事項）

過年度損益修正損の予算流用（55 万 1,000 円）の理由として、研修費の精算漏れ及び給料計算の過誤があったためとのことであった。

研修の精算漏れについては、未精算の書類を処理済ファイルに入れてしまい、決算時のチェックにおいても漏れてしまったことによるものである。

また、給料計算の過誤については、平成 17 年度の職務給見直しに伴う給料再計算の際に、誤った号給に決定された職員がいたことによるものである。

旅費事務や給与事務については事務処理ミスを防ぐ体制を構築し、適切な支出事務を行うよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

研修費（資金前途）の精算については、資金前途一覧表を作成し「受領日」「精算日」の管理を行い精算漏れのないようにします。

給料再計算における過誤については、平成 17 年度の職務級の見直し（わたりの廃止）の際の誤計算によるものでありました。今後、給料並びに手当て等の改正の場合は二重、三重のチェック体制を行い、過誤のないよう注意します。

○ 料金課

備品台帳の整備について（留意事項）

備品台帳に、那覇市上下水道局備品管理規程に基づく台帳の整備がされていない（「単価」及び「金額」の欄への記載漏れ）ものが多く見受けられたので、早

期に整備されたい。

□ 留意事項に関する措置

定期監査後の指摘を受けて、対応できるものについては備品台帳を整備いたしました。今後記載もれがないよう、購入後すぐに記載していきます。

○ 配水課

1 予算（歳出）計上について（注意事項）

支出執行状況表 15 節の通信費について、1 ヶ月分の見積書を1年分と思い込み予算計上している。適正な見積額を調査・積算したうえで、適正な措置をされたい。

□ 留意事項に関する措置

今後、本件のような誤りがないよう、内部でチェック体制を強化していきます。

2 備品台帳の整備について（留意事項）

備品台帳に、那覇市上下水道局備品管理規程に基づく台帳の整備がされていない（「単価」及び「金額」の欄への記載漏れ）ものが多く見受けられたので、早期に整備されたい。

□ 留意事項に関する措置

定期監査後の指摘を受けて、対応できるものについては備品台帳を整備いたしました。今後記載もれがないよう、購入後すぐに記載していきます。

○ 給排水設備課

備品台帳の整備について（留意事項）

備品台帳に、那覇市上下水道局備品管理規程に基づく台帳の整備がされていない（「単価」及び「金額」の欄への記載漏れ）ものが多く見受けられたので、早期に整備されたい。

□ 留意事項に関する措置

定期監査後の指摘を受けて、対応できるものについては備品台帳を整備いたしました。今後記載もれがないよう、購入後すぐに記載していきます。

市立病院

○ 医事課

自己負担分の未収金について（努力事項）

患者にかかる自己負担金の未収金は、平成 19 年 11 月 30 日現在、3 億 1,890 万 5,167 円で、その内、過年度分は 2 億 4,870 万 5,858 円である。

未収金回収・管理業務については、平成 12 年度から医療費制度を熟知している専門の業者に委託し、医事課内に常駐して、日常的に患者の支払相談、指導等を行う他に、電話や文書による支払督促や直接自宅等における訪問徴収等で一定の成果をあげている。

また、未収金発生を防止するには、早期回収等が不可欠であるとのことで、現年度の回収を重点的にシフトした結果、改善が図られたが、他方、過年度における滞納分については、何度も電話や文書による督促や訪問等をして、回収困難なケースが増えている。

そこで、平成 19 年度から、あらたな回収専門業者に過年度分の非常に回収困難なケース 6,823 万 6,931 円を委託し回収に努めその実績は、146 万 918 円（2.15%）である。しかし、未収金が多額であることから、今後も引き続き早期回収に努められたい。

□ 努力事項に関する措置

平成 19 年度に未収金回収専門業者に、過年度分の非常に困難なものを委託したところ、3 月末現在の回収実績は、206 万 6,000 円（3.03%）となっています。このことは、未収発生からかなり時間が経過したため、期待していた成果をあげることは厳しいものがありました。

そこで、今後は委託対象の未収金を見直し、早めに委託することで早期の回収を図りたいと考えています。また、悪質なケースについては、少額訴訟制度の利用も検討する予定です。